

伊賀地区市町村合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀地区市町村合併協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）とする。

(傍聴の手続)

第3条 一般傍聴人は、傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、協議会の会長（以下「議長」という。）の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の着信音を発しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱しまたは会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)

第6条 一般傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

伊賀地区市町村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会規約第17条の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、上野市、阿山郡伊賀町、阿山郡島ヶ原村、阿山郡阿山町、阿山郡大山田村、名賀郡青山町（以下「1市3町2村」という。）の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに1市3町2村の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別の理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市町村の例により行うものとする。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に、預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町村の例による。この場合において、会長の属する市町村の規則又は規程その他の例規(以下「規則等」という。)を準用するときは、規則等中「収入役」とあるのは、「協議会出納員」と読み替えるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。ただし、コンピュータ処理をする場合の取扱いについては、この限りでない。

- (1) 予算差引簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを1市3町2村の長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町村の例により、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 平成15年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を確定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができる。

4 会長は、前項の規定により、収入又は支出した場合は、その内容を明らかにして、第1回協議会に報告しなければならない。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県負担金	1 県負担金
	2 県補助金	2 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
		2 会議費
2 事業費	1 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

伊賀地区市町村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、伊賀地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額7,100円とする。ただし、行政及び議会からの選出委員については、これを支給しないものとする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、会議等に出席したとき又は職務のため旅行したときは、会長の属する市町村の職員等の旅費に関する条例の規程の例により、一般職の職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、伊賀管内の旅費については一律1,000円とする。

2 前項の協議会委員等のうち、行政及び議会からの選出委員が協議会の会議等に出席した場合については、これを支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

伊賀地区市町村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀地区市町村合併協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の公務災害補償等について、必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 協議会委員等が、協議会の活動中又は協議会の会議等への出席のため旅行中に生じた災害に対する補償等については、会長の属する市町村の議会の議員その他非常勤の職員の例による。ただし、上野市、阿山郡伊賀町、阿山郡島ヶ原村、阿山郡阿山町、阿山郡大山田村、名賀郡青山町、その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体が、公務災害補償等を行うものとする。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の公務災害補償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市の自治基本条例及び市民憲章を策定するため、「(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

- (1) (仮称)伊賀市自治基本条例に関する事項
- (2) 市民憲章策定に関する事項
- (3) その他、上記検討に関し委員会の運営上必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名
- (2) 新市建設計画及び新市将来構想策定に携わった者並びに一般公募者 19名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し随時開催するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、専門的知識が必要なときなど、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、所掌事務の一部について調査、検討作業等を行うために作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、伊賀地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長が別に定める。

(会議の傍聴)

第9条 委員会の会議の傍聴については、伊賀地区市町村合併協議会会議傍聴要綱の例による。

(報告)

第10条 委員長は、委員会での検討経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(費用弁償)

第11条 委員会に出席する者は、費用弁償を受けることができる。委員報酬及び交通費については、伊賀地区市町村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程の例による。

(任期)

第12条 委員の任期は、第2条の目的が達成されるまでとする。

(庶務)

第13条 委員会の会議の庶務は、協議会事務局において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

補足事項

委員の選出区分(第3条関係)

区 分	委員数	備 考
①学識者	2名	
②その他の委員	19名以内	
	6名以内	新市建設計画策定小委員会委員
	7名以内	新市将来構想 分権自治作業部会員
	6名以内	公募の委員

(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会 議会機能検討作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会設置要綱第8条に基づき、(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)に設ける議会機能検討作業部会(以下「作業部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、委員会の委員長の付託を受け、伊賀市自治基本条例に盛り込む議会関係の条項に関し必要な調査、検討等を行い、原案を作成する。

(構成)

第3条 作業部会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員会の学識経験者 1名
- (2) 伊賀地区市町村合併協議会を構成する市町村議会の議員 各市町村2名ずつ

(役員)

第4条 作業部会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名

2 座長及び副座長は、作業部会員が互選によりこれを定める。

(役員の職務)

第5条 座長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議(以下「会議」という。)は、委員会の委員長が必要に応じて招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 座長は、専門的知識が必要などときなど、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(会議の傍聴)

第8条 作業部会の会議の傍聴については、伊賀地区市町村合併協議会会議傍聴要綱の例による。

(報告)

第9条 座長は、作業部会の検討経過及び結果について、委員会の委員長に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 作業部会に出席する者は、費用弁償を受けることができる。委員報酬及び交通費については、伊賀地区市町村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程の例による。

(任期)

第11条 委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。

(庶務)

第12条 作業部会の庶務は、伊賀地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会 住民自治区域検討作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会設置要綱第8条に基づき、(仮称)伊賀市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)に設ける住民自治区域検討作業部会(以下「作業部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、委員会の委員長の指示を受け、伊賀市自治基本条例に盛り込む住民自治区域の条項に関し必要な調査、検討等を行い、原案を作成する。

(構成)

第3条 作業部会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員会の学識経験者 1名
- (2) 委員会の各市町村の委員 6名

(役員)

第4条 作業部会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名

2 座長及び副座長は、作業部会員が互選によりこれを定める。

(役員の職務)

第5条 座長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議(以下「会議」という。)は、委員会の委員長が必要に応じて招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 座長は、専門的知識が必要なときなど、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(会議の傍聴)

第8条 作業部会の会議の傍聴については、伊賀地区市町村合併協議会会議傍聴要綱の例による。

(報告)

第9条 座長は、作業部会の検討経過及び結果について、委員会の委員長に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 作業部会に出席する者は、費用弁償を受けることができる。委員報酬及び交通費については、伊賀地区市町村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程の例による。

(任期)

第11条 委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。

(庶務)

第12条 作業部会の庶務は、伊賀地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

伊賀市市民活動支援センター検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市の市民活動支援及び(仮称)市民活動支援センターの設置について検討するため、「伊賀市市民活動支援センター検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

- (1) 伊賀市における市民活動支援のあり方に関する事項
- (2) (仮称)市民活動支援センター設置に関する事項
- (3) その他市民活動支援に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 市民活動に識見を有する者 | 2名 |
| (2) 市民活動団体及び市民活動に携わっている者 | 7名以内 |
| (3) 公募者 | 6名以内 |

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し随時開催するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、専門的知識が必要なときなど、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会には、所掌事務の一部について調査、検討作業等を行うために作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、伊賀地区市町村合併協議会(以下協議会という。)の会長が別に定める。

(会議の傍聴)

第9条 委員会の会議の傍聴については、伊賀地区市町村合併協議会会議傍聴要綱の例による。

(報告)

第10条 委員長は、委員会での検討経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(費用弁償)

第11条 委員会に出席する者は、費用弁償を受けることができる。委員報酬及び交通費については、伊賀地区市町村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程の例による。

(任期)

第12条 委員の任期は、第2条の目的が達成されるまでとする。

(庶務)

第13条 委員会の会議の庶務は、協議会事務局において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

補足事項

委員の選出事項(第3条関係)

区 分	委員数	備 考
①学識者	2名	市民活動に識見を有する者
②その他の委員	7名以内 6名以内	市民活動団体代表者、市民活動に携わっている者 公募の委員

伊賀市市章候補選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市の市章を選考するため、伊賀地区市町村合併協議会に、「伊賀市市章候補選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

- (1) 伊賀市市章候補の選考
- (2) その他、上記選考に関し委員会の運営上必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 構成市町村からの推薦による者 6名
- (2) 美術やデザインについて専門的な知識及び経験を有する者 2名
- (3) その他会長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。
2 委員長は、委員の互選により定める。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し随時開催するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、委員会での協議過程について、随時協議会の会議に報告するとともに、検討結果については協議会に諮るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の会議の庶務は、協議会事務局において処理する。

(費用弁償等)

第9条 委員会の開催により発生する費用等については、「伊賀地区市町村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程」に基づき負担する。

(解散)

第10条 委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

伊賀市市章募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、伊賀6市町村が平成16年11月1日に合併して誕生する伊賀市の市章を制定するにあたり、デザインを広く公募することを目的とする。

(募集する市章)

第2条 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 伊賀市の地域特性を表わし、将来像である「人が輝く 地域が輝く ～住み良さが実感できる自立と共生のまち～」にふさわしい「市章」であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
- (4) 他の市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (6) 自作の未発表作品であること。

(応募方法等)

第3条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募の資格は問わない。また同一人の応募は何点でも可能とする。
- (2) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- (3) 応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (4) 応募は、持参又は封書による郵便とする。
- (5) 応募先は、伊賀地区市町村合併協議会事務局もしくは構成市町村の合併担当課とする。

〒518-8501	三重県上野市丸之内116 上野市役所内 伊賀地区市町村合併協議会事務局 電話 0595-24-8093
-----------	---

(応募期間)

第4条 応募期間は、平成16年6月1日から平成16年7月15日までとする。郵送の場合は当日消印有効とする。

(選考)

第5条 伊賀市市章は、「伊賀市市章候補選考委員会」において、応募された作品の中から候補5点を選考し、市町村長の協議により決定のうえ、伊賀地区市町村合併協議会に報告する。

(採用作品の発表)

第6条 広報、ホームページで発表し、採用作品応募者に通知する。

(賞金)

第7条 採用作品応募者及び候補作品応募者に、次の賞を贈呈する。なお、賞金は受賞者が未成年者の場合、その保護者に代理授与する。

- (1) 採用作品(1点) 応募者 最優秀賞(賞金20万円)
- (2) 候補作品(4点以内) 応募者 優秀賞(賞金2万円)

(著作権等)

第8条 著作権等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、伊賀地区市町村合併協議会及び伊賀市に帰属する。
- (2) 応募作品は返却しない。
- (3) 採用作品の使用に当たっては、作品を補作・修正する場合、又はモノクロで利用する場合がある。

(その他)

第9条 その他、伊賀市市章の選定に関し、必要な事項については、伊賀地区市町村合併協議会において定める。

伊賀市市章の使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊賀市市章（以下「市章」という）を市以外の者が印刷物等に使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 市とは、市の執行機関をいう。

(2) 市章とは、伊賀地区市町村合併協議会（以下「合併協議会」という。）が定めた別図のものをいう。

(使用承認申請等)

第3条 市以外の者が、市章を使用する場合、予め市章使用申請書（様式第1号）を合併協議会会長（以下「会長」という。）へ提出し、承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認をする場合は、市章使用承認書（様式第2号）により行うものとする。

3 第1項の規定により申請した内容等に変更が生じた場合は、市章使用申請書変更届（様式第3号）を会長へ速やかに提出するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 市章を使用しようとする者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 別図で定めた色、形式等を正しく使用すること。

(2) 伊賀市のイメージを損なう使用はしないこと。

(3) 承認された用途のみに使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。

(見本品の提出)

第5条 第3条の規定に基づき市章の使用の承認を受けた者は、当該使用に係る使用見本又は使用見本の写真を会長へ速やかに提出するものとする。

(承認の取消等)

第6条 会長は、市章の使用について、承認内容に違反していると認められる場合は、承認を取り消し、又は使用を差し止めることができる。

2 前項の承認の取り消し又は差し止めは、市章使用承認取消（差止）通知書（様式第4号）によるものとする。

3 前2項の規定により、使用承認を取り消され、又は使用を差し止められた者は、市章使用承認取消又は使用差止の通知があった日以降、承認された物件への使用はできないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月27日から施行する。

